おきぎん Smart デビット特約

第 1 条（適用範囲）

1. 本特約は、カード発行会社（以下「当行」という。）および株式会社ジェーシービー（以下「JCB」といい、当行と総称して「両社」という。）所定の「おきぎん JCB デビット会員規約」（以下「会員規約」という。）に基づく JCB デビットカードの貸与の申し込みの際に、会員規約に定める物理的なカードの貸与を受けることなく、本特約に定める「おきぎん Smart デビット（以下「モバイルデビット」という。）発行」を希望した会員に対して適用されます。
2. 本特約に定めのない事項については、会員規約およびこれに付随する両社所定の規定・特約等（以下「会員規約等」という。）が適用されます。

第 2 条（用語の定義）

本特約におけるそれぞれの用語の意味は、次のとおりです。本特約において特に定めのない用語については、会員規約におけるものと同様の意味を有します。

(1) 「モバイルデビット会員」とは、会員規約に定める会員のうち、本特約を承認のうえ、物理的なカードの発行を受けずにカード情報のみの発行を受けた方をいいます。

(2) 「カード情報」とは、会員規約第 2 条第 5 項に定義されるものをいい、カード番号、カードの有効期限およびセキュリティコードの総称です。

(3) 「モバイルデビット発行」とは、会員に対して、物理的なカードを発行・貸与せず、カード情報のみを発行・貸与することをいいます。

第 3 条（カード情報の発行、通知）

1. 当行は、会員に対し、モバイルデビット発行を行い、当行指定のスマートフォンのアプリケーションによりカード情報を通知します。
2. カード情報にかかる権利は当行に帰属します。モバイルデビット会員は会員規約に基づき善良なる管理者の注意をもってカード情報を使用し、管理しなければなりません。モバイルデビット会員は退会、または会員資格を喪失した場合、当行の指示に従って直ちにカード情報を破棄しなければならないものとします。
3. 当行は、本会員のみにモバイルデビット発行を行います。本会員以外の方はモバイルデビット会員とはなれません。

第 4 条（モバイルデビット利用）

1. モバイルデビット会員は、非対面取引の加盟店に、カードを提示することなくカード情報の全部または一部を使用することによりデビットショッピング利用を行うことができます（以下「モバイルデビット利用」という。）
2. モバイルデビット会員は、会員規約に基づき提供を受けられる付帯サービスの一部について、サービスの提供を受けることができない場合があります。
3. 会員規約等は、会員規約等に定める「カード」を本特約に定める「カード情報」と読み替え、その他合理的に必要な読み替えを行った上で、モバイルデビット利用等に関して、モバイルデビット会員に適用されるものとします。
4. 前項の定めにかかわらず、会員規約第 2 条（JCB デビットカード）第 2 項から第 4 項、第 3 条（カードの

再発行)、第 7 条（暗証番号)、第 25 条（海外現地通貨引き出しサービス)、第 30 条（カードの紛失、盗難による責任の区分）第 1 項から第 4 項および第 30 条の 2（カード番号等の不正利用）第 6 項の他、合理的にモバイルデビット又はモバイルデビット発行等に関しては適用されないと解される会員規約等の定めは、モバイルデビット会員に対して適用されません。

5. モバイルデビット会員が、事後的に物理的なカード（以下「リアルデビットカード」という。）の発行を希望する場合、モバイルデビット会員は両社所定の方法によりリアルデビットカードの発行を申し込み、両社が承認した場合、会員に対してリアルデビットカードを発行します。この場合、リアルデビットカードの会員区分およびカード情報は、モバイルデビット発行のものと同一となります。なお、リアルデビットカードの利用に関して、本特約第 4 条第 8 項を除き本特約は適用されず、会員規約が適用されるものとします。
6. モバイルデビット会員につきましては、年会費を永年無料とします。なお、リアルデビットカードを発行する場合は手数料が発生し、当行が通知または公表する手数料を支払わなければならないものとします。なお、手数料の支払方法は会員規約第 8 条第 2 項が準用されます。また、家族カードの発行を希望する場合、モバイルデビット会員はリアルデビットカード発行後に両社所定の方法により家族カードの発行を申し込むものとし、両社が承認した場合、家族会員に対して家族カードを発行します。なお、家族会員に対して発行する家族カードは物理的なカードのみとなります。また、家族カードの年会費は永年無料とします。
7. モバイルデビット会員は、両社所定の方法により退会を申し出ることができます。モバイルデビット会員がリアルデビットカードの発行を受けている場合、家族カードの発行を受けている場合、リアルデビットカード、家族カードも同時に退会となります。また、モバイルデビット会員は、リアルデビットカード、家族カードのみを退会することはできません。
8. モバイルデビット会員について、当該モバイルデビット会員またはその家族会員による最後のデビット取引が成立した日から 2 年以上デビット取引がない場合、当行は、当該モバイルデビット会員に対し、会員資格を喪失する予定日（以下「会員資格喪失予定日」という。）の 2 か月以上前までに、会員資格喪失予定日その他当行所定の事項を、当行所定の方法により通知するものとします。当該通知後、通知に記載した会員資格喪失予定日の前日までに、当該モバイルデビット会員またはその家族会員によるデビット取引が成立した場合、当行は、当該通知に基づく会員資格の喪失を行わないものとします。前項に定めるデビット取引がないまま会員資格喪失予定日が到来した場合、当行は、当該日をもって当該モバイルデビット会員および家族会員を退会したものとして取り扱い、会員資格を喪失させることができるものとします。この場合、当行は、会員資格を喪失させた旨を、当該モバイルデビット会員に対し、当行所定の方法により通知します。本条の規定は、第 4 条第 5 項に基づきリアルデビットカードの発行を受けたモバイルデビット会員についても同様とし、当該モバイルデビット会員が会員資格を喪失した場合、リアルデビットカードおよび当該モバイルデビット会員に付随する家族カードも、同時に利用できなくなるものとします。

第 5 条（本特約の改定）

本特約の改定には、会員規約第 36 条（会員規約およびその改定）の定めが準用されます。